

第 221 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 10 号

令和 4 年 10 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 10 号をもって、令和 4 年 10 月 11 日（火）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 221 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 4 年 10 月 11 日（火） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番 海東 功	2 番 西崎 敏和	3 番 鈴木 良道	4 番 宮本 教夫
5 番 塚本 勝男	6 番 安田 治	7 番 飯田 敬市	8 番 久松 弘叔
9 番 井坂 孝雄	10 番 高田 健司	11 番 谷中 昌	12 番 廣原 孝
13 番 栗山 千勝	14 番 塚本 茂	15 番 中山 峰雄	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 仲戸 禎雄 局長補佐 関川 信政 主任 青山 哲士

6. 議事録署名委員

7 番 飯田 敬市 8 番 久松 弘叔

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第 29 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届について
報告第 30 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 条の規定による市街化区域内の農地転用届について
報告第 31 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第 67 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 68 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

午後 2 時 35 分閉会

<p>事務局長</p>	<p>只今から、令和4年度第221回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(会長あいさつ)</p>
<p>議長</p>	<p>はじめに事務局から諸般の報告をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(諸般の報告朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、7番 飯田 敬市委員、8番 久松 弘叔 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の青山主任を指名いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告第29号から32号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>

議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第66号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p>
議長	<p>最初に、番号5番について 審議いたします。</p> <p>なお、番号5番については、13番 栗山千勝委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及び かすみがうら市農業委員会会議規則第13条の規定により、退席願います。</p> <p>(13番 栗山千勝委員 退席)</p>
議長	<p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
14番 塚本委員	<p>10月3日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、海東委員と宮本委員と私、塚本の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>番号5番は、●●●●●●●●から約500m北東に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は耕作困難な相手の要請により、今回の申請に至りました。</p> <p>露地野菜を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見等なし)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について 原案のとおり 許可することに賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>13番 栗山千勝委員の入室をお願いします。 (栗山千勝委員 入室)</p>
議長	<p>次に、番号1番から4番について審議いたします。 事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14番 塚本委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番の農地は●●●●●●から約600m南東に位置する田1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、耕作困難な相手の要請により、今回の申請に至りました。 レンコンを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号2番は、宍倉地内の●●●●●●●●から約400m南西に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 栗を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号3番の、●●●●●●と●●●●●●は●●●●●●●●から約200m南東に位置する畑2筆、●●●●●●と●●●●●●は●●●●●●●●から約400m北東に位置する畑2筆、になります。 現況は、きれいに管理されていました。</p>

<p>14 番 塚本委員</p>	<p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 柿を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号4番は、●●●●●●●●から約200m南に位置する畑2筆、になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 柿を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>議長 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p> <p>議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p> <p>議長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>議長 次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p> <p>議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p> <p>議長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
------------------	--

議長	次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	「議案第66号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」 は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
4番 宮本委員	それでは説明いたします。 番号1番になります。 図面番号1番も併せてご覧ください。

4番 宮本委員	<p>申請地は、●●●●●●から約100m北に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p>
議長	<p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
5番 塚本委員	<p>今回の申請で、年金支給について影響があると思うが、その判断はどこがするのですか。</p>
事務局	<p>年金機構の判断となります。</p>
5番 塚本委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
6番 安田委員	地上権設定の契約内容について、もう少し詳しく教えてください。
事務局	年額8万5千円で契約期間は23年となっております。
6番 安田委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
6番 安田委員	図面から位置が分かりづらいのと、他の案件と比べてかなり取引額が低いのは何か要因があるのですか。
事務局	図面の東西に走っている道路が国道354でして、●●●●の近くになります。 現地の状況は傾斜地で藪の状態で条件が良いとは言えない場所であります。
6番 安田委員	分かりました
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p> <p>(意見等無し)</p>

議長	<p>来月の総会は、11月10日（木）午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、西崎 敏和 委員、鈴木 良道 委員、栗山 千勝 委員 です。 日時は、11月2日（水）午前9時から、霞ヶ浦庁舎 小会議室2といたします。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>1 農地法に係る許可や届出、証明願等の申請書の様式変更について 2 志筑地区畑地整備事業について</p>
議長	<p>事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等、何かありましたらお願いします。 （意見、質問等なし）</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第221回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦労様でした。</p>
事務局長	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____